

諮問番号：行政不服審査諮問第11号

答申番号：川情審査行服答申第11号

答 申

第1 審査会の結論

川口市長（以下「処分庁」という。）が、平成30年12月11日付けで審査請求人〇〇〇〇氏（以下「請求人」という。）に対して行った債権差押通知書を送達したことにより効力が生じた処分について請求人が平成31年3月7日付けで提起した審査請求（平成30年（審）第3号。以下「本件審査請求」という。）は、棄却するのが妥当である。

第2 審査請求の経緯等

- 1 本市の国民健康保険に加入している〇〇〇〇（以下「本件滞納者」という。）は、かねてより国民健康保険税を滞納しており、平成30年12月11日現在、平成18年度分から同日現在までの滞納本税及び延滞金について、次のとおりの滞納（以下「本件滞納」という。）が認められた。

本税	2,475,395円
延滞金	2,488,200円
合計	4,963,595円

- 2 処分庁は、これまでに滞納された国民健康保険税を徴収するため、地方税法の規定に基づき本件滞納者に対し必要な督促を行ったが、完納に至ることはなかったため、平成30年11月19日にこれらの国民健康保険税を徴収するため、地方税法により準用される国税徴収法第141条の規定により請求人宛債権債務の照会を行った。
- 3 請求人は平成30年11月27日に処分庁に対し、本件滞納者との取引の履歴を回答した。これにより、請求人と本件滞納者はこれまで金銭消費貸借契約を締結していたこと、これに関し、本件滞納者は請求人に対し利息制限法所定の利率を超えて支払った利息及び損害金の不当利息返還請求権及びこれに対する債権差押通知書到達日までの利息の支払請求権（以下「本件差押債権」という。）を有

していることを処分庁は知り、本件滞納を解消させるため、本件差押債権について、債権者を本件滞納者、第三債務者を請求人として債権差押処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年12月11日に請求人に対し債権差押通知書を発した。

- 4 請求人は、本件処分を不服として、平成31年3月7日にその取消を求める趣旨の本件審査請求を行った。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

処分庁の行った本件処分は、次の理由から取消を求めるもの。

(1) 差押債権が未だ現実化していない債権であること

本件処分の対象となった債権は、本件滞納者と請求人との継続的な金銭消費貸借取引において発生した過払金に係る不当利得返還請求権であるが、当該不当利得返還請求権の行使は当該取引における出損者の意思に委ねられているものであり、同人による行使の意思が表明されて初めて当該不当利得返還請求権は現実化する。したがって出損者による行使の意思が表明されない限りは貸金業者にとって実在しない、未だ現実化していない債権である。

本件滞納者は不当利得返還請求権の行使の意思を表明した事実は認められないから、同債権は未だ存在しない。したがって請求人にその債務の履行を求めることも認められない。

(2) 差押債権額の誤り—請求人は悪意の受益者に該当しないこと

継続的な金銭消費貸借取引において発生した過払金に係る不当利得返還請求権の額は必ずしも一義的に定まるものではなく、訴訟においてもさまざまな判決が存在している。

平成21年7月10日最高裁判決によれば、貸金業者を一律・機械的・自動的に「悪意の受益者」と考えるような漫然とした審理は到底許されるものではなく、「悪意の受益者」に該当するための一定の要件（客観的にみて旧貸金業法第43条第1項のみなし弁済の要件を充足せず、主観的にも同要件を充足しないことの認識があること）を示している。

請求人は、これまでも取引継続時には膨大な費用を投じて旧貸金業法第43条第1項の「みなし弁済」の要件の充足に努めている他、取引終了後にも膨大な費用を投じて過去の関係資料の保管に努めるなど「みなし弁済」の要件を充足することを客観的に主張・立証することが可能である。また、主観的にも「みなし弁済」の要件を充足するという認識を有していた。

これらのことから請求人には最高裁平成19年7月13日判決にいう「特段の事情」（貸金業者が旧貸金業法第43条第1項の適用があることの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情）があるため、民法第704条の「悪意の受益者」にも該当しない。したがって請求人が「悪意の受益者」に該当することを前提とした本件処分にはその差押債権額に誤りがあるから本件処分は取り消されるべきである。

(3) 相殺について

請求人は本件滞納者との間のカード契約に基づき、平成31年1月7日時点において、本件滞納者に対し102,706円の立替金債権を有している。

そこで仮に請求人が本件滞納者に対し不当利得返還義務を有していたとしても、同立替金債権と同不当利得返還債務とを対当額で相殺する。

2 処分庁の主張

(1) 請求人は差押債権は未だ現実化していない債権であり、請求人にその債務の履行を求めることは未だ実在しない義務の履行を求めるに等しく、認められないと主張する。

しかし、債権の差押処分を違法とする理由が被差押債権の不存在である場合、請求人は、被差押債権の存否は処分庁が提起する本件処分に係る取立訴訟等において主張することができ、仮に被差押債権の全部又は一部が存在しないときは、その部分につき執行が功を奏しないだけであるから、そのような債権につき差押処分がなされても、第三債務者は法律上の不利益を被ることはないといえることができる。そうすると、被差押債権の不存在を違法理由とする主張は自己の法律上の利益に関係のない違法を理由とする主張に過ぎない。審査請求が、違法な処分により侵害された自己の権利利益の救済を図るものであることからすればそのような理由を審査請求の理由とすることはできない。

したがって、差押債権が未だ現実化していない債権であるとの請求人の主張は、本件処分を取り消す理由たり得ない。

- (2) 請求人は、「みなし弁済」の要件を充足するという認識を有しており、「特段の事情」があるから、民法第704条の「悪意の受益者」に当たらない。したがって請求人を「悪意の受益者」であることを前提とした本件処分に係る差押債権額には誤りがある等を述べる。

しかしながら当該主張も、実体上の債権額を超える部分の不存在を主張するものであるから、上記(1)と同様、本件処分を取り消す理由たり得ない。

- (3) また請求人は自己の有する立替金債権と相殺をする旨の主張もするが、当該主張は、処分庁が提起する当該差押債権の取立訴訟等においてなされるべきであって、本件処分を取り消す理由たり得ない。

- (4) よって、請求人の主張には全て理由が無く、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の判断

1 第三債務者が被差押債権の不存在を理由に本件処分を争うことについて

- (1) 国民健康保険税を滞納処分しようとするときに行政庁が遵守すべき関係法令については、地方税法第728条の規定のほか、国税徴収法第5章の各規定が存在し、これらの規定に違反してなされた滞納処分があったときは、違法又は不当な処分として取消等の対象となるものである。

- (2) しかしながら、被差押債権が実体法上存在するか否かの問題については、上記各規定における差押処分の違法等の問題とは全く別の問題であり、上記関係法令に被差押債権の存否を確認すべき等の規定は存在しない（大阪高等裁判所昭和37年6月18日判決参照）。また滞納租税に係る差押処分においては、債務者及び第三債務者を審尋することなく発令されることから明らかなように（国税徴収法第62条参照）、被差押債権の存否は差押処分の要件とされていない（東京地方裁判所平成12年12月21日判決参照）のである。

したがって差押処分において被差押債権に存在しない債権があったとしても、これは結果的に本件差押処分が実効性を有しなかつただけのことであり、

差押処分の違法理由となるものではないというべきである（東京地方裁判所平成12年12月21日判決参照）。

- (3) 請求人は、被差押債権が未だ現実化していない債権であることや、本件滞納者との関係においてみなし弁済の要件を充足するという認識を有し、悪意の受益者には該当せず、したがってこれらの事情を前提としていない本件処分は、認められない、ないしその被差押債権額に誤りがある等を述べる。

しかしこれらの主張は全て被差押債権の不存在を指摘するものであって、当該主張は差押処分の違法理由とすることができない。

なお、仮に請求人が主張するような事情により被差押債権が存在しないことが明らかとなった場合、請求人には本件滞納者に対しその部分について債務を生じていないのであるから、処分庁はその存在しない債権を差し押さえただけであって、したがってその部分の取立をすることができなくなるのだから、やはり請求人には不利益は生じてない。

- (4) よって、請求人は被差押債権の不存在を理由として本件処分を争うことはできない。

2 相殺に係る主張について

請求人は、仮に不当利得返還義務を有していたとしても、請求人自身も本件滞納者に対し立替金債権を有しており、これらと相殺する旨を主張する。

しかし、当該主張もまた、本件処分が違法ないし不当なものとして取り消されるべき根拠となるものではなく、本件処分の違法性等について争うのであれば、関係法令を根拠とした本件処分固有の瑕疵等といった点を指摘しなければならない。

相殺に関する主張をしたとしても、結局のところ当該主張は被差押債権の有無に関する主張であるから、上述したとおり、やはり本件処分を取り消すべき理由とすることはできない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件処分については違法ないし不当な点は認められないことから、本審査請求については、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきものと考えられる。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
令和元年 8月20日	諮問
令和元年 8月22日	処分庁から聴取、審議
令和元年12月24日	審議
令和2年 2月 3日	審議

第6 審査会の判断

- 1 請求人の主張は、相殺にかかる主張も含め、被差押債権の有無についてのものであるから、この種の主張については、審理員意見書のとおり理由はない。したがって、審理員意見書の判断は妥当である。

また、この種の主張等については、理由がないとする国の裁決例（国税不服審判所平成23年2月3日裁決参照）、及び地方公共団体の裁決例（船橋市平成28年11月7日裁決、益田市平成30年1月5日裁決参照）があり、本件もこれらの裁決例と特段異なった点はなく、このことから請求人の主張に理由がないことは明らかである。

- 2 よって、本件審査請求は棄却するのが妥当である。

令和2年2月26日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊